

重 要 な 会 計 方 針

1 運営費交付金収益の計上基準

- (1) 人件費のうち退職金については、業務達成基準<独立行政法人会計基準注60の第2項(1)>を採用しております。
- (2) 一般管理費の一部については、期間進行基準<同基準注60の第2項(2)>を採用しております。
- (3) 人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部については、費用進行基準<同基準注60の第2項(3)>を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40.3.31大蔵省令第15号）」を基本としております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については、特許権の有効期間に対応した償却計算をしております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、国債利回りを参考に0.560%を適用して計算しております。

6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重 要 な 債 務 負 担 行 為

当法人は、PCBを含む安定器等を機器より取り外し、別途保管しており、将来において当該安定器等の廃棄料が37百万円（概算額）かかる予定です。

重 要 な 後 発 事 象

該当事項はありません。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

- (1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は333,111,465円です。
(2) 減損の認識
当事業年度で減損の兆候を認識したものではありません。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	309,063,280 円
資金期末残高	309,063,280 円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

$$\begin{array}{lclclcl} \text{期首} & : & 9,833,084,980 & - & 3,580,125,613 & = & 6,252,959,367 \\ \text{期末} & : & 9,833,084,980 & - & 3,697,020,105 & = & 6,136,064,875 \\ & & (\text{期首} + \text{期末}) & \times & 1/2 & = & 6,194,512,121 \\ & & 6,194,512,121 & \times & 0.560\% & = & 34,689,268 \end{array}$$

4 金融商品に関する注記

当法人は、独立行政法人通則法第47条第1項第2号に定められている預金により運用を行っています。